

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月二十四日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第五号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。